

# 尾道市子育て世帯訪問支援事業

R7.4.1

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。

## ●対象家庭

尾道市に居住する18歳未満のこどもがいる家庭または妊婦のうち、次に該当する家庭。

- ・保護者に監護させることが難しい家庭
- ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭
- ・若年妊婦等への支援が特に必要な家庭
- ・ヤングケアラーなどへの支援が特に必要な家庭

## ●支援内容

- ・家事支援（食事の準備、片付け、掃除、洗濯、日用品等の買い物など）
- ・育児支援（授乳、食事介助、おむつ交換、着替え、沐浴、入浴など）
- ・子育て等に関する不安や悩みの傾聴・相談など
- ・地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

※原則：支援上限は1日2時間、週2回。／ 支援期間は6ヶ月以内。



## ●利用者負担額

| 世帯区分   | 利用者負担額<br>(訪問支援員一人に付き) |       |
|--|------------------------|-------|
|  | 1時間当たり                 | 1件当たり |
| ア 利用者が生活保護を受給している場合                              |                        |       |
| イ 利用者及び同一世帯に属する者が市町村民税非課税である場合                   | 無料                     | 無料    |
| ウ 利用者及び同一世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が<br>7万7,101円未満である場合 |                        |       |
| エ 上記以外の世帯である場合                                   | 1,570円                 | 930円  |

※1 利用者負担額（訪問支援員一人に付き）の算定については、日に1時間を超える利用においても1件とする。

※2 イの世帯における1世帯当たり年間96時間を超える利用については、1時間当たり310円、1件当たり190円とする。

※3 ウの世帯における1世帯当たり年間48時間を超える利用については、1時間当たり630円、1件当たり370円とする。

## ●利用の流れ

